

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）
保険医等の登録（保険課）
出納長の権限に属する事務の一部の委任（会計課）
- ◇ 公 告 消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施（消防防災課）

告 示

鳥取県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十二号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

（病院、診療所又は薬局）

名 称	所 在 地	指定年月日
老人保健施設ふたば	岩美郡国府町稲葉丘三丁目三〇三	平成十年八月七日

（指定訪問看護事業者等）

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
医療法人 仁厚会	倉吉市山根四三	訪問看護ステーション くらよし	倉吉市山根四三	平成十年八月七日

鳥取県告示第五百四十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
村田 高	鳥医五七七二	平成十年七月二十三日
鈴木和也	鳥医五七七三	〃
和田智成	鳥薬一〇九一	平成十年八月五日
山根 暁子	鳥薬一〇九二	平成十年八月三日

鳥取県告示第五百四十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十一条第四項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第五項において準用する同法第七十条第四項後段の規定により告示する。

平成十年八月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 委任させた事務

次の公演に係る入場料の収納事務

公 演 名	期 日	会 場
「こどもの四季コンサート（秋編）」	平成十年九月二十七日	鳥取県立児童館多目的ホール

二 委任を受けた出納員

鳥取県企画部文化振興課

主任 杉森 勇人

三 委任期間

平成十年八月十七日から同年九月二十八日まで

公 出

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成10年 8月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施区分

区 分	対 象 と な る 消 防 設 備 士 の 種 類 及 び 区 分
消火設備	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
避難設備 消火器	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士

2 日時及び講習科目

区 分	日 月 日	時 間	講 習 科 目
消火設備	平成10年 10月8日	9時30分から12時 まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
警報設備	平成10年 10月9日	9時30分から12時 まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
避難設備 消火器	平成10年 10月13日	9時30分から12時 まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		13時から17時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

(注) 講習終了後、筆記による効果測定を行う。

- 3 講習の場所
倉吉市山根529-2 県立倉吉体育文化会館
- 4 受講申請書の受付期間
平成10年9月4日(金)まで(郵送の場合は、平成10年9月4日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。)
- 5 受講申請書の提出先
郵便番号 680-0803
鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会
- 6 受講申請書の添付書類等
受講申請書には、提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像の写真を所定欄にはり付けること。
なお、受講申請書は、社団法人鳥取県消防設備保守協会、鳥取県生活環境部消防防災課及び各消防局に備え付けの用紙によるものとし、2以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。
また、講習科目の一部の免除を希望する者は、当該免除を受ける講習の課程を修了した旨を証明する書類を提出すること。
- 7 受講手数料及び納付方法
受講手数料は、1の講習の区分につき7,000円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合消印しないこと。
- 8 その他
 - (1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。
 - (2) 講習に際し、不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会(電話0857-26-5165)又は鳥取県生活環境部消防防災課(電話0857-26-7790)に問い合わせること。